

日本古代における「レガリア」の変容

―「三種の神璽」から「三種の神器」へとなった背景を中心に―

堤 稜 馬

はじめに

王権を象徴し、代々の王に継承されていくアイテムをレガリアと呼ぶ。日本古代の天皇を象徴するアイテムとしては、藤原仲麻呂の乱の際に孝謙太上天皇と淳仁天皇とで正統な王権行使者であることを明かすものとして争奪の対象となった鈴印（駄鈴と内印）も、その意味ではレガリアの一種といえることができる。しかし、天皇を象徴するものとしては、鏡・剣・曲玉のいわゆる三種の神器が特に重視され、現代では天皇のレガリア、すなわち三種の神器という理解が常識化している。

ただ、それが古来変わらずにそうであったのかというところではなく、元々二種であったものが、ある時点を境に

三種に変容したのではないかというのが、本稿の主旨である。

王権を象徴し代々の天皇に継承されるものとして日本の律令が規定しているのが、神璽である。しかし、神璽の実態については見解の一致をみていない。

そこで本稿では、まず律令における神璽の実態を調べ、その後、上古ないし律令制定時より三種であったという三種説を見直し、元来のレガリアが律令からみても二種であったことを明確にすることを出発点に、律令より後世に成立した国史や儀式書に記されている践祚の史料より、二種から三種へとレガリアが変容した時期とその要因について論究し、天皇の権威の構築過程の一端を明らかにしたい。

一、神璽に関する諸説と私見

はじめに述べた通り、日本において、古来天皇のレガリアは「神璽」と称されていた。これは日本の律令や『日本書紀』などの史料が編纂され始めた飛鳥時代から奈良朝への転換期に見受けられるようになる。そして、神璽の研究は主に日本律令の賊盜律神璽条、神祇令踐祚条、後宮職員令蔵司条、公式令天子神璽条の四つの条文より行われてきている。従って、まずは私見を述べる前に、これまでの律令における神璽に関する先学研究を整理しておきたい。

古くは津田左右吉氏が^①、四つある条文の中で公式令天子神璽条の「天子神璽」は、『令義解』同条に「踐祚之日寿璽」と記されていることから、この「天子神璽」は鏡・剣ではないと指摘している。それに伴い、鏡・剣は本来公式令に規定されるものではないため、この神璽は何らかの文字を刻した印であったと推測し、神祇令の「神璽」とは異なる^②と位置付けている。

次に、瀧川政次郎氏は、まず賊盜律の「神璽」に関し「神璽」は宮中の三種の神器であって、律の「神璽」は宝鏡・

宝剣を指していると述べている。続けて、神祇令の「神璽」は「神璽之鏡剣」であって、「璽」に擬せられる鏡、玉、剣三種の神器の意であると述べており、神祇令にみえる「神璽」は宮中にある三種の神器であると位置付けている。また、公式令の「天子神璽」に関しては、同条の文中に「宝而不レ用」と記されており、これは唐令の条文を模したものであり、中国においては、意義のある文章であったが、我が国の神璽は鏡、玉、剣であるため、日本の公式令天子神璽条にみえる「宝而不レ用」という文章は意味を有していなかったと述べている。このように、瀧川氏は全体を通して天皇のレガリアは鏡・玉・剣の三種であったと位置付けている。

井上光貞氏は^③、「神璽」について、神祇令の「神璽」は条文に「神璽之鏡剣」と記されていることから、この「神璽」は鏡・剣であるとしている。しかし、公式令天子神璽条の「天子神璽」は、同条の文中に「天子神璽、謂踐祚之日寿璽、宝而不レ用」とあることから、この神璽は踐祚の時に授受される印と解釈するのが自然であるとし、令では踐祚の時に授受されるものに鏡剣および神璽（印）の三つを規定していると論じている。しかし、「璽」が神器一般

を指したか、印・玉を指したかは詳らかではないと述べている。

黛弘道氏⁴は、「神璽」は旧説の如く「八尺瓊之曲玉」であると述べ、「神璽」を印そのものとは考え難いとし、材質は玉類の可能性もあり、翡翠の勾玉をもって「神璽」と想像することは許されるのではないだろうかと述べている。また、公式令の「神璽」は、「内印」「外印」以下の印章と列挙されていることから、神祇令の「神璽之鏡剣」を含まないことは明白であると論じている。しかし、結論では「この論旨は必ずしも明快ならず、甚だ不満である」と述べており結論的な言及は控えている。また、黛氏は本文にて「旧説の如く」と述べているが、この旧説とは幕末の学者である近藤芳樹氏の説⁵と考えられる。近藤氏は、神祇令の「神璽」は鏡剣であり、公式令・賊盜律の「神璽」は曲玉と述べている。

川北靖之氏⁶は、神祇令の「神璽」は同条文中に「神璽之鏡剣」とあることから神璽が鏡剣であると述べている。また、後宮職員令の「神璽」は『令集解』同条に古記の「神璽、謂踐祚之日、忌部上神璽之鏡剣也」が引用されており、この他に「神璽」の註釈がされていないため、「神璽之鏡剣」

に対しての異説が存在しなかったのであろうと考えている。また、公式令の「天子神璽」は、具体性を欠くが本注の書き方からして、神祇令踐祚条を意識していると考えられ、これを踏まえると公式令の「神璽」も鏡剣を指していると論じている。さらに、賊盜律の「神璽」も鏡剣とすることに支障はないと述べている。

以上が、律令における神璽の代表的な先学研究であり、主に神祇令と公式令を用いて研究されていることが窺える。そして、瀧川氏は曲玉も加えているが、どの研究も神祇令の「神璽」に関しては鏡剣であるとする点で一致していることがわかる。しかし、公式令の「神璽」に関しては、津田氏や井上氏が、これは印であると論じ、瀧川氏は、これは意味を有していなかったものであると述べ、黛氏と近藤氏は、これは少なくとも曲玉であった可能性があると述べ、川北氏は、これは神祇令と同様、鏡剣を指していると述べており、多数の説が並行していることが窺える。

ここまで、律令における神璽の先学の解釈をみてきたが、筆者は概ね川北氏の説が妥当と考える。その理由は具体的に次に述べる。

まず、『令集解』神祇令踐祚条をみると、

謂、璽信也。猶^レ云^二神明之徵信^一。此即以^二鏡劍^一称^レ璽。釈云、神璽鏡劍也。唐令所^レ云璽者、以^二白玉^一為^二之印^一也。帝王世歴云、秦制伝国璽是。風俗各別。

(後略)

と記されており、令文の「神璽之鏡劍」について、義解では璽は鏡・劍であるとし、令釈でも神璽は鏡・劍をいうのであって唐令の璽が印を意味するのとは異なるとしている。以上より、神祇令における璽の解釈として明法家の間では、本条の神璽は鏡・劍とする理解の一致が窺える。

次に、『令集解』後宮職員令蔵司条をみると、

古記云、神璽、謂^二踐祚之日、忌部上神璽之鏡劍^一也。

と記されている。古記は、神璽とは踐祚の日に忌部氏が上る「神璽之鏡劍」のことであるとしている。よって、古記も神璽^二鏡・劍とみるのは確かであり、踐祚条と蔵司条の神璽は同一のものと考えられる。

さらに、賊盜律神璽条をみると、

凡盜^二神璽^一者絞。(謂、踐祚之日寿璽。)関契・内印・駅鈴者、遠流。(後略)

と規定されている。本条の文中には「踐祚之日寿璽」と記されており、これは蔵司条と同様、神祇令踐祚条の「踐祚

之日」に依っており、踐祚に関わる璽ということが読み取れるため、賊盜律の「神璽」も神祇令踐祚条の「神璽」つまり鏡・劍であると考えられる。

そして、公式令天子神璽条の「天子神璽」は、『令集解』公式令同条をみると、天子神璽について、

謂、此条不^レ称^レ凡者、依^二唐令^一。平闕之上、皆无^二

諸字^一。故此令、亦不下^二以^二凡字^一加^二中平闕之上^一。(中略)

釈云、天子神璽此別条也。上条天子平出。故不^レ居^二

凡字^一。(後略)

と記されている。ここでは平出に関する註釈しかされておらず、神璽そのものの註釈はない。この点について、川北氏は公式令の「天子神璽」は具体性を欠くが、「謂、踐祚之日寿璽」という本注の書き方からして、神祇令の踐祚条を意識していると考えている。そして、川北氏は続けて、もしも公式令の神璽が鏡・劍を意味していないのであれば、本注にて具体的に同条の「神璽」の内容を規定すると考え、『令集解』でも諸説が神璽に関して何も述べないのは、本条の「天子神璽」が神祇令の「神璽之鏡劍」と同じであるため、と説いている⁷。

この川北氏の公式令に関する論は合理的であると考えら

れる。同条では、神璽は「踐祚之日寿璽」であるとしており、これは蔵司条の「踐祚之日」や賊盜律の「踐祚之日寿璽」と類似していることから、川北氏の指摘の通り、筆者も公式令の「天子神璽」は神祇令を意識していると考ええる。また、註釈にて神璽の内容を述べていないのは、神祇令の「神璽」と同じものを指しているためという考えも、前条の事柄を後条にて省略することは考えられるため、筆者もこの考えが妥当と考える。

以上、四つの律令の条文における神璽の条文の検討を通じて、「神璽」は神祇令踐祚条に記されている「神璽之鏡劍」つまり鏡・劍を指していると考ええる。

二、書紀からみる鏡劍と曲玉

前節にて律令にみられる神璽は鏡・劍を指していることを明らかにした。このように、律令における神璽が鏡・劍であったとすれば、当時の天皇のレガリアは二種であったことになる。したがって、この段階では曲玉は未だ天皇のレガリアの一つとはされていないと考えられる。本節ではこの二種説を律令制定時には鏡・劍と曲玉とが一線を

画していたことを『日本書紀』より考証することで補強したい。そこで、以下、当時の人々は鏡・劍をどのような位置づけに捉えていたのかを『日本書紀』を中心にみていく。まず、『日本書紀』崇神天皇十六年条をみてみる。

六年、百姓流離。或有^二背叛^一。其勢難^二以德治^一。是以晨興夕惕、請^二罪神祇^一。先^レ是、天照大神・倭大國魂二神、並^二祭於天皇大殿之内^一。然畏^二其神勢^一共住不^レ安。故以^二天照大神^一、託^二豊鍬入姫命^一。祭^二於倭笠縫邑^一。（後略）

崇神天皇の時代に天照大神の神威が畏れられ天照大神を奉遷させたことが記されている。そして、『日本書紀』神代下第九段（第二）の一書には、

是時天照大神手持^二宝鏡^一、授^二天忍穗耳尊^一、而祝之曰、吾児、視^二此宝鏡^一、当^レ猶^レ視^レ吾。可^三与同^レ床共^レ殿、以^レ為^二齋鏡^一。

と記されており、この「吾」は天照大神のことであるため、鏡が天照大神の依り代であることは間違いない。これを踏まえると崇神天皇六年条に記されている天照大神の奉遷は鏡を奉遷させたと解釈することができる。その後をみると『日本書紀』垂仁天皇廿五年三月丙辰条には、

離^一天照大神於豊稻入姫命^一、託^二于倭姫命^一。爰倭姫命求^下鎮^二坐大神^一之處上、而詣^二菟田筱幡^一。更還之入^二近江国^一、東廻^二美濃^一到^二伊勢国^一。時天照大神誨^二倭姫命^一曰、是神風伊勢国、則常世之浪重浪帰国也。傍国可怜国也。欲^レ居^二是国^一。故随^二大神教^一、其祠立^二於伊勢国^一。因興^二齋宮于五十鈴川上^一。是謂^二磯宮^一。則天照大神始自^レ天降之処也。

と記されており、鏡は宮中より出た後、最終的には伊勢の地にて鎮座をしたことが読み取れる。続いて『日本書紀』景行天皇四十年十月癸丑条中の戊午の日をみると、

日本武尊発路之。戊午、枉^レ道拜^二伊勢神宮^一。仍辞^二于倭姫命^一曰、今被^二天皇之命^一、而東征将^レ誅^二諸叛者^一。故辞之。於^レ是倭姫命取^二草薙劍^一、授^二日本武尊^一曰、慎之。莫^レ怠也。(傍線筆者)

と記されており、日本武尊が伊勢に赴き倭姫命に面会し、剣も宮中から伊勢に奉遷されていたことが判明する点に注目したい。これにより『日本書紀』の編纂者は、鏡・剣は宮中より出され伊勢へ奉遷されたという考えで右記の話を記したと考えられる。

このことから、鏡は前段にて天照大神の依り代であると

述べたが、剣もまた天照大神の依り代と位置付けられていたと考える。これは『令義解』の神祇令踐祚条に「謂、璽信也。猶^レ云^二神明之徵信^一。此即以^二鏡劍^一称^二璽^一。」と記されており、これにより「璽」は鏡劍であると断定できる。そして、文中に「猶^レ云^二神明之徵信^一。」とあり、「神明」は天照大神の意であるため、この文は「天照大神のあかしを云う」を意味している。つまり、『令義解』で鏡劍は神明（天照大神）の徵信（依り代）と明確に記していることから、剣も天照大神の依り代であった可能性が極めて高い。従って、少なくとも『日本書紀』成立から『令義解』成立までの期間は剣も鏡と共に天照大神の依り代として位置づけられていたと考えられる。

『日本書紀』では鏡と剣が奉遷された理由を、天皇が天照大神の神威を畏れたためとしている。そして、前段にて鏡・剣は天照大神の依り代と位置付けられていたことを前述した。従って、『日本書紀』に「然畏^二其神勢^一」と記されていることから、『日本書紀』成立の時点では、鏡劍は畏れ多いと意識される至宝と位置付けられていたと考えられる。

一方、曲玉については、仮に『日本書紀』成立時より至

宝の位置づけであったとすれば、鏡・剣と同様、天照大神の依り代と位置付けられ『日本書紀』にて鏡・剣と共に伊勢へ奉遷されたことが記されるはずである。しかし、実際、曲玉は宮中より奉遷されたことが分かる史料はない。そのため、『日本書紀』成立時の曲玉は神璽の位置づけ、または至宝（＝天照大神の依り代）とはなっておらず、曲玉は数ある天皇の宝物の一つに過ぎなかったと考えられる。

以上、『日本書紀』を中心に、鏡・剣のあり方をみてきた。歴史的事実かどうか、また年代の特定は困難であるにせよ、『日本書紀』成立時の認識について、曲玉についてはその説話がないため、玉が鏡・剣とは一線を画していることは、これにより確かであるといえる。そして、本節で挙げた『日本書紀』と『令義解』の史料は曲玉の異質性を示す証左になると考えられる。

三、踐祚の際に新帝に継承される宝物の変遷

前章にて、律令にみえる天皇の神璽（レガリア）は鏡・剣の二種から構成されていたことを論じてきたが、そう考えると一つ看過することのできない疑問が生じる。それは、

現代のレガリアは曲玉も加わった三種であるという点である。これを踏まえると、天皇のレガリアは、ある日を境に二種から三種へと変容したこととなる。これまで、二種説を唱える研究者は前章で挙げた川北氏がいる。しかし、二種説の立場に立つ場合でも、二種から三種へと変わった時期はいつなのか、という問題を明確に論じている研究は見受けられない。そこで、本節では国史に記されている讓位と平安朝の儀式書より、平安朝のレガリアならびにそれに准ずる宝物の変遷を確かめ、曲玉も加わった三種の宝物の成立時期を考証する。

まずは、平城天皇から朱雀天皇までの受禪（＝踐祚）に関する史料と平安朝の儀式書を年代順にみていくこととする。これらの史料から、踐祚の際に新帝に継承された宝物の内容に着目し、その対応関係がわかるように一覧すると、表1のようになる。⁸⁾

表1より鈴印は一部の史料には記されていないものの歴代の新帝に継承されていることが窺える。しかし、一方で剣は時代が下ると変容したと考えられる。まずaの場合、一見、璽（曲玉）と劍櫃（草薙劍）を東宮（平城天皇）に奉っているように読み取れる。しかし、この「劍櫃」は

表1 踐祚の際、新帝に追従された宝物一覽

g	f	e	d	c	b	a	
光孝	陽成		清和	文德	文德	平城	新帝
宝劍 神鏡 天子璽綬	宝劍 天子神璽	節劍	天子神璽	天子神璽	天子神璽	璽	神璽
		伝国璽櫃	宝劍・ 符節	宝劍・ 符節	宝劍・ 符節	劍櫃	大刀契
			鈴	鈴	鈴		駅鈴
			印	印	印		内印
天皇在「東二条宮」。親王公卿奉「天子璽綬神鏡宝劍等」。	皇太子受「天子神璽宝劍」。	内侍持「節劍」追従。所司供「奉御輿」。皇帝辞而不レ駕。衛陣警蹕。少納言一人率「大舍人等」、持「伝国璽櫃」追従。次少納言一人率「大舍人・關司等」、持「鈴・印鑰等」、進「於今上御所」。次近衛少将率「近衛等」、持「供御雜器」進「同所」。訖今上御「春宮坊」。諸衛警蹕・侍衛如レ常。	文德天皇崩「於冷泉院新成殿」。(中略)大納言正三位兼行右近衛大將民部卿陸奥出羽按察使安倍朝臣安仁率「從五位下守左近衛少将兼行備前權介坂上大宿祢当道・從五位上守右近衛少将兼行伊勢權介藤原朝臣有貞・将監已下」、奉「天子神璽宝劍節符鈴印等於皇太子直曹」。	仁明皇帝崩「於清涼殿」。于レ時皇太子下レ殿、御「宣陽殿東庭休廬」。左右大臣率「諸卿及少納言左右近衛少将等」、献「天子神璽宝劍符節鈴印等」。	地震。帝崩「於清涼殿」。(中略)參議從四位上左兵衛督藤原朝臣助率「左右近衛少将々曹等」、賁「天子神璽宝劍符節鈴印等」。奉「於皇太子直曹」。	次璽并劍櫃奉「東宮」。	記事
『日本三代実録』 元慶八年二月四日 乙未条	『日本三代実録』 貞観十八年十一月廿 九日壬寅条	『儀式』 讓国儀	『日本三代実録』 天安二年八月廿七日 乙卯条	『日本文德天皇実録』 嘉祥三年三月己亥条	『続日本後紀』 嘉祥三年三月己亥条	『日本後紀』 大同元年三月辛巳条	出典

m	l	k	j	i	h
			朱雀	宇多	宇多
神璽 宝劍(等)	神璽 宝劍	神璽等	天子神璽 宝劍	璽宮 御劍	天子神璽 宝劍
伝国璽櫃	伝国璽櫃	伝国璽櫃			
鈴	鈴	鈴			
印	印	印			
新帝下拝舞。〔雨儀於二宣陽殿西庇一拝舞、晴去レ階一丈。〕内侍等以二神璽等一相従、新帝就二御在所一奉レ置、内侍被レ奉二御衣・笏一、〔入レ筥居レ机有レ覆。女官等昇レ之。〕少納言〔二人大舍人。〕持二伝国璽櫃一追従。次少納言一人、率二大舍人・閤司等一、持二鈴・印鑰等一、進二於今上御所一。云々。 新帝下拝舞。〔雨儀、下レ目二東階一、於二宣陽殿西廂一拝舞了。晴、去レ階一丈。〕内侍等以二神璽等一相従。新帝就二御在所一奉レ置。以二内侍一被レ奉二御衣・笏一。〔入レ筥居レ机。有レ覆。女官等昇レ之。〕少納言〔二人大舍人。〕持二伝国璽櫃一追従。少納言・大舍人・閤司持二鈴印一、進二今上御在所一。少将持二供御雜器一進レ之。近衛始二警蹕一。			天皇逃位、讓二於皇太子寛明親王一、詔曰、左大臣藤原朝臣保二輔幼主一、攝二行政事一、内侍執二劍璽一、参二宣耀殿一、	先帝登霞。即尚侍藤原淑子賜二璽筥及御劍一。請二太政大臣一申二其由一。持二進於麗景殿一。	太政大臣率二諸公卿一、令レ寶二天子神璽宝劍等一、奉二皇太子直曹一。即日補二藏人頭以下一。
『江家次第』 御讓位	『北山抄』 讓位事	『西宮記』 天皇讓位事	『日本紀略』 延長八年九月廿二日 壬条	『寛平御記』 仁和三年八月廿六日 条	『日本紀略』 仁和三年八月廿六日 丁卯条

笠井純⁹⁾氏の指摘より大刀契とみられるため、草薙剣は「劔櫃」ではなく「璽」に含まれると考えられる。因みに、大刀契とは大刀と数口の節刀、数種の符節（割符）より構成された天皇のレガリアに准じる宝物の名称である。

続けてbとcの文徳天皇への讓位が記されている『続日本後紀』と『日本文徳天皇実録』、dの清和天皇への讓位が記されている『日本三代実録』をみると、これらの文では、「天子神璽宝劔符節鈴印等」を新帝に奉獻し、天子神璽、宝劔、符節、鈴、印の計五つの物から構成されていることが読み取れる。この内、符節は割符、鈴は駄鈴、印は内印を示している。大刀契は大刀と符節より構成されている。平城天皇への讓位の際に奉獻されたaの「劔櫃」は大刀契であり、大刀と符節から構成されていた。従って、aの「劔櫃」に対応する「宝劔・符節」は大刀契であり、b、c、dにみられる「宝劔」は「大刀」にあたると考えることができる。

それでは神璽の実態はどう考えられるであろうか。天長十年（八三三）の『令義解』神祇令踐祚条にて「鏡と劔を璽と称す」と記されていることや、『令集解』同条には延暦年間に成立した令釈が引用されており、令釈でも神璽は

鏡劔であると解釈されている。これを踏まえた場合、令釈が作成された延暦年間の解釈が貞観年間まで受け継がれているとみられ、『令集解』が編纂された貞観年間でも令釈の時点と変わらず神璽は鏡劔であるといえる。従って、bからdの貞観以前の踐祚にみられる「天子神璽」は鏡・劔（草薙劔）を指しており、このことは「宝劔・符節」の「宝劔」が草薙劔ではなく、大刀契のうちの大刀を指しており、草薙劔ではないことの裏付けともなる。

次に璽（レガリア）の変遷をみると「璽」と称される宝物は一つの史料を除くと鈴印と同様、歴代の新帝に継承されていることが窺える。他と異なるその一つの史料がeの『儀式』であり、正史や他の儀式書では「天子神璽」や「神璽」、「璽」と記されている中、『儀式』ではその箇所が「節劔」と記されている。これにより『儀式』にみえる天皇のレガリアは劔だけであり、他の史料と比べて特異であることが読み取れる。そこでここからは、『儀式』の節劔の具体像を中心に、レガリアの変容をみていく。

まず、この『儀式』の「節劔」は一体何を指しているのか。後世の儀式書と照らし合わせると、まずkの『西宮記』の場合、文中には「内侍等以三神璽等一相従」と記されて

おり、これだけでは明確にはならない、次に1の『北山抄』をみると「内侍二人〔典侍・掌侍各一人〕持^三神璽・宝劍一候^二前後^一。」と記されており「宝劍」の語句が読み取れる。そして、mの『江家次第』の場合、内侍が持つて従うのは「神璽等」とあって「宝劍」は見えないが、御讓位（表1のm）項の冒頭には「内侍二人執^三神璽・宝劍一候、太子昇後候^二東階下^一、〔典侍一人、掌侍一人〕近衛将等立^三階下^一、〔著^二縫腋袍^一、負^二壺湖簪^一〕と記されており、「宝劍」の語句が読み取れるから、「神璽等」の「等」に宝劍が含まれていると考えることができよう。従つて、前述の『西宮記』の「神璽等」の「等」も宝劍を省略した表現と考えてよからう。このように、讓位の際、神璽とともに劍も内侍によって扱われることが窺え、『儀式』をはじめ『西宮記』、『北山抄』、『江家次第』の劍は同一であると考ええる。

また、各儀式書（e、k、l、m）には「伝国璽櫃」も記されており、伝国璽櫃は『小右記』長和五年正月廿二日条に、

讓位式從^二大納言許^一被^二見送^一也。先^レ是六固〔箇〕度被^レ送。聊有^二一兩疑^一、改直亦被^レ送也。伝国璽不^レ知^二何物^一。仍尋^二其事^一。天長十年記見^二大刀啓

〔契〕^一。仍件就〔記カ〕昨日送^レ之。即載^二或〔式〕文^二了^一。

と記されていることから、大刀契と同意であることが窺える。そのため、各儀式書の場合、大刀は伝国璽櫃に含まれていることとなり、神璽と併称される「宝劍」は大刀とみることとはできない。従つて、これらの「宝劍」は草薙劍と考えられる。以上を踏まると、『儀式』讓国儀の内侍が扱う「節劍」は後世の儀式書の「宝劍」と同じものであり、「節劍」は草薙劍であるといえる。そして『儀式』以降のfからjまでの讓位で新帝に繼承された天子神璽が併称される宝劍（御劍）も、『儀式』の節劍を受け継ぐと見られるため、大刀ではなく草薙劍と考えて良いだろう。すなわち、元々大刀を意味していた宝劍は、神璽の一つであった劍（草薙劍）を意味するように変化したことになる。

『儀式』は貞観十四年（八七二）から元慶元年（八七七）の間に編纂されたと考えられている。それを踏まえた場合、『儀式』では節劍（草薙劍）のみ天皇に追従させているため、清和天皇の践祚後から『儀式』が編纂された期間に鏡は何かの理由により動かさないうちになり、それに伴い讓位の際に新帝に追従させる天皇のレガリアは草薙劍だけとな

り、『儀式』では「節剣」のみが記されたと考えられる。そして、『儀式』成立から陽成天皇への譲位の間、つまり清和天皇の時代に新たに八尺瓊曲玉を「神璽」または「璽」と称すようにし、fの清和天皇から陽成天皇への譲位の際に追従された「天子神璽」より璽は曲玉を指すようになり、天皇のレガリアは曲玉も加わった三種の神器へと変容したと考える。

『北山抄』の譲位事には、神璽、宝剣、伝国璽櫃、鈴、印を新帝に奉獻することが記されている。しかし、この内、伝国璽櫃、鈴、印については「儀式云」として『儀式』より引用しているのに対し、神璽・宝剣は『北山抄』の地の文として自身の見解を述べている。恐らく公任は、右記の三つの品は貞観より変わっていないが、内侍が扱うレガリア（＝神璽・宝剣）は貞観の『儀式』より変容しているため、レガリアの箇所は『儀式』の引用ではなく自身の見解を述べたのであろう。このことは、やはり『儀式』がまとめられた貞観年間に、レガリアに何らかの変化が生じたことに伴うものとみられよう。

実際、文徳天皇から清和天皇への譲位（d）の際には、「天子神璽・宝剣・符節・鈴・印」が継承されていることが窺

えるが、それ以降のfからjまでの譲位をみると、f以降の譲位の場合、天子神璽と併称される宝剣（御剣）は『儀式』の節剣を継承するとみられることから、これらを大刀と考えることはできない。以上を踏まえると清和天皇の時代を境に、「剣」という言葉は大刀から草薙剣へと意味が変わったと考えられる。

つまり、『儀式』（清和天皇の頃）が編纂された時期を境に、それまで鏡・剣を指していた神璽は鏡が外されて剣のみを指すようになった（以後鏡は基本的に動かされなくなるが、レガリアとしての位置付けに変化はない）結果、剣（＝草薙剣）は独立して節剣（のちに宝剣）と称されるようになり、代わって新たに曲玉が神璽と称されレガリアの一つに数えられるようになった、ここに三種のレガリア、すなわちいわゆる三種の神器が生まれたと考えられる。曲玉については、第五章にて論究する。なお、gの光孝天皇の践祚を前後の天皇の践祚と比較すると、「神鏡」が動かされていることが窺える。この件については、なお今後の検討を俟ちたい。

四、幼帝の權威と災い

前節にて、天皇のレガリアは『儀式』より清和天皇の治世である貞観年間を境に変容したことを見出したが、これを踏まえると、次になぜ貞観年間に神璽は変容したのか、という疑問が生じる。そこで、本節では、この疑問を当時の朝廷の情勢より考察し、まずは鏡が讓位の際、新帝に追従されなくなった原因を考証していく。

清和天皇は周知の通り、九歳にて即位した国史上初の幼帝である。先帝である文徳天皇の時代、清和天皇は嘉祥三年（八五〇）に文徳天皇の第四皇子、惟仁親王として誕生した。惟仁親王には兄が三人いたが、翌年、惟仁親王は三人の兄が存命であるにも関わらず、生後八ヶ月で皇太子に立てられる。なぜ、兄が居るにも関わらず惟仁親王はわずか八ヶ月で皇太子となり、九歳にて天皇となったのか。この背景には、惟仁親王と三人の兄との血縁関係が同母ではなく、異母の關係であることが挙げられる。文徳天皇の長男である惟喬親王、次男である惟条親王は、更衣である紀静子の子として誕生し、三男である惟彦親王は、更衣であ

る滋野與子の子として誕生している。一方、四男である惟仁親王は女御である藤原明子の子として誕生しており、母の藤原明子は藤原良房の娘でもあった。良房は惟仁親王が生まれた時、右大臣であり、父の冬嗣は文徳天皇の外祖父となっていた。そのため、子の良房も天皇の祖父という立場になることで、自身の地位を確固たるものにするために、惟仁親王を皇太子に擁立したと考えられる。しかし、四男である皇子が兄を差し置いて皇太子になったことに對し一部では批判があつたと考えられる。『日本三代実録』清和天皇即位前紀に、清和天皇に関する童謡とその解説が以下のように記されている。

有二童謡一云、大枝乎超天走超天踊止利騰加理超天、我耶護毛留田仁耶、探阿左理食無志岐耶、雄々伊志岐耶。識者以為、大枝謂三大兄一也。是時、文徳天皇有二四皇子一。第一惟喬親王。第二惟条親王。第三惟彦親王。皇太子是第四皇子也。天意若曰超三兄一而立。故有二此三超之謡一焉。

この童謡の内容は四男の皇子が三人の兄を飛び越えて立太子したというものであり、これに関し、神谷正昌氏は「この童謡は、それら三人の兄をさしおいて生後わずか八ヶ月

の惟仁親王が立太子されたことを批判したものと言及し、続けて「このような早い立太子は異例のことであつた。奈良時代の聖武天皇と光明皇后との間に生まれた某王の例はあるものの、夭折したため即位には至っていない。そこで、童謡にみられたような反発があつたのも事実である。」と論じている。¹⁰これらの批判を拭うため、良房はその後、惟仁親王が天皇に即位し、孫の権威を高めることを第一の課題にしたと考えられる。

良房は幼帝である清和天皇の権威を高めるため、様々な権威向上に繋がる新制を確立した。天安二年（八五八）八月、文徳天皇が崩御し、惟仁親王が天皇に即位すると、良房は同年十二月九日に「十陵四墓」の制定を行った。¹¹これは、天智・施基・光仁・高野新笠・桓武・藤原乙牟漏・崇道・平城・仁明・文徳の山陵、藤原鎌足・冬嗣・美都子・源潔姫の墓に荷前使を遣わし奉幣を行うものであり、これらは清和天皇の祖先にあたる。幼帝である清和天皇の血統は天智天皇まで遡ることができ、血統より正統性を世に示すため、この新制は制定されたと考えられている。¹²また、翌年には、「天安」から「貞観」への改元、饒益神宝の鑄造を行っている。錢貨の発行は天皇の支配を象徴するもの

であり、神谷氏は饒益神宝の鑄造は、幼帝即位による不安を払拭し、新政権の新たなスタートを正当化するための措置であつたと論じている。¹³

また、貞観二年（八六〇）、良房は豊前国の宇佐神宮より八幡神を山城国に勧請し石清水八幡宮を創建した。なぜ、良房は八幡神を山城国に勧請したのか。これに関し、瀧浪貞子氏は、前例のない幼帝という異例さをカバーするため石清水に八幡神を勧請し、神威によつて清和天皇の権威付けを図ろうとした、と論じている。¹⁴以上を踏まえると、これらの事業はすべて幼帝である清和天皇を正統化するために新設されたものであり、藤原氏の権力を確固たるものにするという清和天皇の祖父良房の意気込みが窺える。

このように、踐祚後、清和天皇の権威は良房の新制の確立により向上していくこととなる。また、貞観五年（八六三）には、怨霊を鎮める御霊会を初めて行うが、貞観年間には多数の災いに見舞われることとなる。貞観に発生した自然災害を列举する（表2）。

表2 清和天皇の時代の災害関連年表

和暦	西暦	月	出来事
天安二	八五八	八月	清和天皇 踐祚
貞観五	八六三	五月	神泉苑にて御霊会を行う
		六月	越中国・越後国にて大地震
貞観六	八六四	五月	富士山噴火（貞観大噴火）
			* 貞観八年（八六六）まで続く
		十月	阿蘇山噴火
貞観九	八六七	一月	鶴見岳噴火
		五月	阿蘇山噴火
貞観十一	八六九	五月	陸奥国にて巨大地震と大規模津波（貞観地震）
		七月	肥後国にて水害
貞観十三	八七一	五月	鳥海山噴火
		閏八月	摂津国・和泉国にて水害
貞観十六	八七四	三月	開聞岳噴火
貞観十八	八七六	六月	僧円如が観慶寺（祇園社）を建立、牛頭天王を祀る
		十一月	清和天皇 退位

*表2の出兵はいずれも『日本三代実録』

表2より、貞観年間には数多くの自然災害が発生していることがわかる。また、貞観年間は靈威をはじめとする呪

術的意識が再び高まる時代でもあった。嵯峨天皇の時代、天皇は儒教的合理主義を掲げ自身の葬儀は薄葬にするよう遺言を残すなど、儒教的合理主義が存在していた。しかし、承和十一年（八四四）に、先霊の祟りを重んじるか否かの問題を巡る事象が起き、その結果、基経や春澄善繩によって、嵯峨天皇が意識していた儒教的合理主義は否定されることとなった。これに関し、笹山晴生氏は、古い呪術的意識の復権の動きを主導する役割を演じたのが藤原良房であったと考え、それに伴い、文章博士であり良房の信任厚い春澄善繩も靈威を恐れる人物であり、超自然的な靈威への依存は、良房政権のもとで強まったと述べている。笹山氏の論を踏まえ、春澄善繩のその後を見ていくと、善繩は貞観三年（八六一）、式部大輔に任じられ、薨去する貞観十二年（八七〇）までこの官職に就いている。この式部大輔は、朝廷の儀式や大学寮などを統括する式部省の次官であり、次官である大輔が実質的な長官の役割を担うようになっていた。また、この式部大輔は儒学者であり天皇に学問を教授した者が就く官職であり、善繩は東宮学士や文章博士²¹を歴任し、仁明天皇に『莊子』と『漢書』²³を教授し、文徳天皇には『文選』²⁴や『晋書』²⁵を教授していることから

みて大陸の故事に精通しており、式部大輔になる資格は十分にあったと考えられる。

ところで、『儀式』の讓位条を見直すとこの条文は「節劍」以外にも注目すべき点がある。それは「伝国璽櫃」であり、この「伝国璽櫃」が大刀契であることは前述した。貞観の『儀式』で「宝劍・符節（＝大刀契）」を「伝国璽櫃」と名称を変えた理由は明確ではないが、中国に由来する伝国璽へと変更されたのは、唐制に精通した者の所為とみられ、良房の信任が厚かった式部大輔春澄善繩かその周辺の者が主導した可能性は充分考えられる。

そして、清和天皇を権威付ける政策、多くの天災、呪術的意識の復権、このような要素が重なり、特に太政大臣である良房や式部大輔である善繩による呪術的意識の復権により、八咫鏡は清和天皇の即位から『儀式』成立の間に一層配慮すべき宝物へと変容したと考える。この背景により『儀式』では新帝の讓位の際、レガリアは「節劍」のみが規定されたと考えられるのではなからうか。

また、このような中、貞観十八年（八七六）には南都の僧円如が観慶寺（祇園社）を建立する。²⁷そして、この寺の祭神に関し中井真孝氏は、「祇園社の創祀から祭神は牛頭

天王であって、その牛頭天王を祇園天神と称したと考えている。観慶寺の中に神殿を建て、祇園精舎の守護神と言い伝える牛頭天王を疫神として祀り、祇園天神という新奇な――仏教のカミの一名を付けたのであろう。」と述べている。²⁸牛頭天王は祇園精舎を守護する仏であり、一方で行疫神の側面をもつ仏でもある。右記で見えてきた災いなどから、貞観年間の人々は牛頭天王を信仰していたとみられる。筆者はこの牛頭天王が璽としての「八咫瓊曲玉」誕生に大きく関与していると考ええる。この点について章を改めて考えてみたい。

五、牛頭天王と神璽の曲玉

具体的に牛頭天王とはどのような神なのか。周知の通り、日本は六世紀に仏教が伝来し、これを機に日本の宗教は神祇信仰と仏教が並存するようになった。そして奈良朝になると、神仏習合の考えがあらわれ、このような考えのもと、牛頭天王と素戔嗚尊は習合した。²⁹すなわち、牛頭天王と素戔嗚尊は同一の神仏として信仰・認識されるようになる。そして、曲玉は日本の神であり牛頭天王と習合した素戔嗚

尊に關係してゐると考える。

素戔鳴尊は、天照大神の弟にあたる神である。記紀によると、素戔鳴尊は母にあたる伊邪那美がいる根の国へ行くことを決め、姉の天照大神に会つた後、根の国へ向かうことを考え、まず天照大神が続べる高天原へと向かう。しかし、素戔鳴尊が高天原へ向かつてゐることを知つた天照大神は、弟が高天原を侵略しに來たと勘違いをし、武器を携えて素戔鳴尊を待ち構える。その後、素戔鳴尊は自身の疑いを晴らすため、天照大神に誓約を申し立てる。誓約とは神に約束して神意を占うことであり、この時、二柱の神が所持していた品で誓約を行うが、それぞれの所持していた品は、『古事記』や『日本書紀』神代上第六段本文、同（第一）の一書、同（第二）の一書の書き方が異なつてゐる。『古事記』は、十握剣を素戔鳴尊の所持品とし、曲玉を天照大神の所持品として記している。同じく、『日本書紀』本文も、『古事記』と同様の關係で宝物の所持者を記している。³¹しかし、『日本書紀』（第一）の一書では、十握剣は天照大神の所持品とし、曲玉は素戔鳴尊の所持品として記している。同じく、『日本書紀』（第二）の一書も、（第一）の一書と同様に宝物の所持者を記している（表3）。³²

表3 記紀における二柱の神の所有物の違い

天照大神	古事記	日本書紀	書紀（第一）	書紀（第二）
八尺勾珠之五百津之美須麻流（曲玉）	八尺瓊之五百箇御統（曲玉）	十握剣・九握剣・八握剣	劍	
素戔鳴尊	十拳劍	十握剣	五百箇御統之瓊（曲玉）	瑞八尺瓊之曲玉（曲玉）

このように、誓約にて二柱の神が所持していた品は各史料によって異なつてゐる。その中で、『日本書紀』（第一）の一書に注目し、誓約の話を詳細にみると、

一書曰、日神本知三素戔鳴尊有二武健凌レ物之意一。及二其上至一、便謂、弟所二以來一者、非二是善意一。必当レ奪二我天原一、乃設二大夫武備一。躬帶二十握剣・九握剣・八握剣一、又背上負レ鞆、又臂著二稜威高鞆一、手捉二弓箭一、親迎防禦。（傍線筆者）

と記されており、天照大神が十握剣を所持していたことが窺える。続けて、二柱の神が見えることとなり、左記の内容の誓約を行う。

相對而立レ誓曰、若汝心明淨、不レ有二凌奪之意一者、汝所レ生児、必当レ男矣。言訖、先食二所レ帶十握剣一

生児、号二瀛津嶋姫一。又食二九握剣一・生児、号二湍津姫一。又食二八握剣一・生児、号二田心姫一。凡三女神矣。
已而素戔鳴尊以二其頸所レ嬰五百箇御統之瓊一、濯二于天渟名井、亦名去来之真名井一、而食レ之、乃生児、号二正哉吾勝勝速日天忍骨尊一。次天津彦根命。次活津彦根命。次天穗日命。次熊野忍蹈命。凡五男神矣。(傍線筆者)

これにより、〈第一〉の一書では十握剣は天照大神の所持品であり、五百箇御統之瓊(＝曲玉)は素戔鳴尊の所持品であることが明確に読み取れる。

誓約の話が記されている史料が多数ある中、『日本書紀』〈第一〉の一書に注目した理由は、『日本書紀』〈第一〉の一書、神代下第九段にある。そこには、

故天照大神乃賜二天津彦彦火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡・草薙剣、三種宝物一。

と記されており、後世の「三種の神器」と同意の「三種宝物」という文字が見受けられる。記紀において曲玉を加えた、「三種宝物」という名称はこの『日本書紀』〈第一〉の一書にしか見られない。これについて、黛弘道氏は『日本書紀』皇孫降臨の〈第一〉の一書に関し、「藤原不比等の

強い影響を受け、藤原・中臣系の主張を盛り込んだもので、それは当然ながら忌部氏や大伴氏の主張と喰い違ふところがなくなかった。」と述べ、続けて「忌部氏の古伝を記した『古語拾遺』の説と異なる三種宝物説が『日本書紀』の第一の一書にのみ見えていることは、不比等らが当時の現実を無視して自家独自の説を主張した事実のあらわれ」と論じている³³。筆者は、黛氏の見解は概ね妥当であり、『日本書紀』〈第一〉の一書は藤原氏の思想を反映し作成された書となるため、同書にある誓約の話も藤原氏の意向が反映され記されたものであると考える。

また、『日本書紀』皇孫降臨の〈第一〉の一書にでくる八尺瓊曲玉に関し、通説はこれを『日本書紀』本文天石窟の「八尺瓊之五百箇御統」と同じ物としているが、一方で天石窟の「八尺瓊之五百箇御統」は、多くの玉を紐に通して輪にしたものであり、曲玉ではないという見解もあり³⁴、筆者は天岩窟の玉は明確に所持者が記されていないことから後者の説を支持する。また、〈第一〉の一書と誓約における剣・曲玉の持ち主を同じくする〈第二〉の一書には、誓約直前の素戔鳴尊の様子が記されており、そこには、素戔鳴尊将レ昇レ天時、有二一神一。号二羽明玉一。此

神奉^レ迎、而進^ニ以瑞八尺瓊曲玉^一。故素戔嗚尊持^ニ其瓊玉^一、而到^ニ之於天上^一也。

と記されており、羽明玉が素戔嗚尊に瑞八尺瓊曲玉を献上していることがわかる。そして、直後の誓約において、素戔嗚尊は献上された曲玉を用いることとなる。

このように、〈第二〉の一書の誓約における二柱の神の所持している品は、〈第一〉の一書と同様であるため、〈第一〉の一書の素戔嗚尊の所持品である「五百箇御統之瓊」は〈第二〉の一書の「瑞八尺瓊曲玉」と同じであると考えられる。従って、『日本書紀』皇孫降臨〈第一〉の一書にみえる八尺瓊曲玉は天岩窟の玉ではなく誓約に登場する曲玉であるといえ、藤原氏は五百箇御統瓊（＝八尺瓊曲玉）を素戔嗚尊の所持品（＝依り代）と位置付けていたと考えられる。

また平安朝前葉、宮中にて日本紀講筵という行事が行われるようになる。この行事は『日本書紀』の講義・研究を行う催しであり、平安朝では弘仁三年（八二二）、承和十年（八四三）、元慶二年（八七八）、延喜四年（九〇四）、承平六年（九三六）、康保二年（九六五）の計六回、約三十年おきに講筵が行われている。そして、各講筵をした博

士が記録した史料に『日本紀私記』があり、この史料は、甲・乙・丙・丁の四種として残っており、これらの記録は概ね書紀本文の訓読である。³⁵ この内、『日本紀私記』（甲本）神代下をみると、

●正勝尊

マサヤアカカツハヤヒアマンオシホミミミコトアマンカコユミ
・正哉吾勝々速日天忍穗耳尊 天麿弓 思兼神不須也
シシコクニキノクニ アツヌシ オハム
頗傾凶目杵之國 経津主 小汙
オオナムチ サキカヘリトモウス アマツヒコホニニキノ マカリタマ
大己貴 碓復命 天津彦火瓊々杵尊 曲玉
ヤアタ クサナヒ フタタマ アモノウズメ
八咫・草薙・太玉・天鈿女
イシコトメ タノヤ イワセメノサ ミツホ
・石凝姥・玉屋・五部・瑞穗（後略）（傍線筆者）

と記されている。甲本は弘仁の私記と考えられており、右記の史料は弘仁三年の講筵史料と考えられる。ここに、「天津彦火瓊々杵尊 曲玉 八咫 草薙」の文字がみられ、この「曲玉」という文字や用語の列挙順を踏まえると、この史料は、前に採り上げた『日本書紀』（第一）の一書、神代下第九段の、

故天照大神乃賜^ニ天津彦彦火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉^一及八咫鏡・草薙劍、三種宝物^一。（傍線筆者）

を訓読した記録史料であることが考えられる。従って、弘仁の講筵では『日本書紀』（第一）の一書が使用されたと

いえる。弘仁年間に藤原氏の意向が反映されている『日本書紀』〈第一〉の一書を日本紀講筈で使用しているということは、平安時代前期における宮中では『日本書紀』本文も重視されるが、〈第一〉の一書も一定の重きが置かれていたと考えられよう。

貞観年間は藤原不比等の直系の子孫である良房や基経が力を増している時代である。前述の通り、貞観年間は火山の噴火をはじめ、地震など様々な災いが発生し、また牛頭天王（＝素戔鳴尊）の信仰が始まっている。実際、承平五年（九三五）六月十三日官符が引用している『二十二社註式』をみると、

或云、昔常住寺十禪円如大法師、依二託宣一、第五十六代清和天皇貞観十八年奉_レ移二山城国愛宕郡八坂郷樹下一。其後藤原昭宣公、感二威験一、壞二運台宇一建二立精舎一。今社壇是也、（後略）（架線筆者）

と記されていることから、円如が建立し牛頭天王が祀られている観慶寺に昭宣公（＝基経）が自身の邸宅を寄進し、社壇を建立したことが読み取れ、基経も牛頭天王を信仰していたと考えられる。災いに伴う牛頭天王（＝素戔鳴尊）の信仰、呪術的意識が強くなっていた貞観年間、そして、

不比等の子孫であり養父の良房より絶大な権力を継承していた基経の存在、このような要素が重なり、基経は牛頭天王（＝素戔鳴尊）の神威にあやかり長年続く疫病をはじめとする災いを鎮めると同時に、先祖不比等の意志を継承・確立させるために、牛頭天王すなわち素戔鳴尊の神威により世の災いを鎮めることを名目に、素戔鳴尊が所有していた曲玉を「璽」と称すようにし、レガリアの一つとすることで、素戔鳴尊の力を最大限に活かそうと試みたと考ええる。従って、基経により貞観十八年（八七七）、清和天皇から陽成天皇への譲位の際に、「天子神璽」つまり「璽」は曲玉の意味を有すようになり、宝剣（＝『儀式』の節剣）が草薙剣を指すようになり、鏡は良房、善繩の影響により追従されないように変容したと考えられる。そして、ここに三種の神器の原型が構成され、この成立に伴い、基経は祖先である不比等をはじめ藤原氏の神話における意向をここに実現させたのであろう。

なお、川北靖之氏は律令にみえる神璽が鏡・剣であると論じた後、六国史の践祚にみえる「天子神璽宝剣」は「剣」を以って「鏡」を含めっていると論じ、国史にみえるいずれの天皇の場合も「神璽」は鏡剣を指していると述べてい

(96)る。しかし、六国史にみえる「天子神璽宝剣」は、本稿で、仁明天皇から清和天皇までは「天子神璽」は鏡剣であり「宝剣」は大刀であることを論じた。そして、清和天皇の時代にレガリアは変容し、陽成天皇より「天子神璽」は八尺瓊曲玉を指すようになり「宝剣」は草薙剣を指すように変化したことを論究した。従って、筆者の考証を踏まえると、川北氏の国史にみえる「天子神璽宝剣」の解釈は再考の余地がある。

おわりに

本稿では、平安朝の貞観年間を中心に古代における天皇のレガリアの変容を検討してきた。最後に、各章の結論の要点をまとめる。

第一章、第二章では、まず日本律令の神祇令践祚条、後宮職員令蔵司条、公式令天子神璽条、賊盜律神璽条の四つの条文などに規定された「神璽」の先学研究を整理した。その結果、神祇令の神璽は鏡・剣より構成されているとする説が概ね通説であることがわかり、筆者も同条の神璽は文中に「神璽之鏡剣」とあることから神祇令の神璽は鏡剣

より構成されていると考えた。しかし、他の条文、特に公式令の「神璽」は見解が分かれており、この神璽は印であるという説や意味を有していないという説、玉であったとする説などがある。そこで、律令における「神璽」の定義を再検討した。その結果、公式令も含め律令の神璽はすべて鏡・剣であると論じる川北靖之氏の説が妥当で、川北氏の説を踏まえながら私見を加え、結果、律令におけるすべての「神璽」は鏡・剣を指していたと考えられると結論付けた。また『日本書紀』より鏡・剣と曲玉が一線を画していたことを示した。

第三章、第四章、第五章では、まず元来、天皇のレガリアが鏡・剣の二種であれば、現在は曲玉も加わった三種よりレガリアは構成されているため、ある日を境にレガリアが変容したはずであるという問題を提起した。そして、平安朝の国史と践祚の規定がされている儀式書を用いて、践祚の際に新帝に追従された宝物を総覧した。その結果、貞観年間の勅撰儀式書である『儀式』讓国儀の「節剣」が他の儀式書や国史にみられる践祚の宝物と比べて特異であることを見出した。そして、この節剣は草薙剣であることを示し、鏡が見受けられないのは、当時、藤原良房や春澄善

縄による呪術的意識の復権などの背景があったため、鏡は一層配慮され『儀式』では見られなくなったと述べた。また、貞観年間には火山の噴火や地震、疫病など数多くの災いに見舞われる時代でもあった。そのような中、牛頭天王を信仰もされ、筆者はこの牛頭天王が曲玉に関係していると考えた。牛頭天王は神仏習合の思想により素戔嗚尊と習合することとなった。そして、藤原氏の意向が反映された『日本書紀』(第一)の一書の誓約の話より、曲玉は素戔嗚尊の持ち物であったことを明らかにし、八咫瓊曲玉は素戔嗚尊の依り代であったと考察した。その結果、貞観年間末に藤原基経が牛頭天王(素戔嗚尊)の神威を鎮めることを名目に曲玉を璽とし天皇のレガリアに組み込んだと考察した。それに伴い、基経により藤原氏の意向を反映させた三種宝物が実現したと言及した。以上を踏まえ、清和天皇から陽成天皇への譲位の際、曲玉は璽と位置付けられ、剣とともに新帝に奉獻される宝物となり、ここに現代まで続く鏡・剣・曲玉の三種のレガリアの原型が成立したことを論究した。

以上より、本研究によって清和天皇の時代に天皇の正統性を示す重要な至宝であるレガリアに曲玉が加わるという

大きな変容が以上の理由により生じ、三種のレガリア成立による天皇の権威構築過程の一端を示した。本稿を通じて、三種の神器の原型となる「三種のレガリア」の成立の検討を加えたことが、古代における天皇の権威の全体像を解明する一助となれば幸甚である。

光孝天皇と宇多天皇の践祚事例を踏まえると、貞観に動座されなくなっても鏡がより神聖の宝物になったのは、より後世と考えられる。現代に通ずる完全不動の鏡と動座する剣璽という「三種の神器」の成立研究は今後の課題としたい。

【註】

- (1) 津田左右吉「古語拾遺の研究」(『日本古典の研究下』岩波書店、一九二八年)
- (2) 瀧川政次郎「律令禁物考(下)」(『国学院大学政経論叢』一一一、一九六二年)
- (3) 井上光貞他編『日本思想大系3 律令』(岩波書店、一九七六年)
- (4) 黛弘道「三種の神器について」(『律令国家成立史の研究』、吉川弘文館、一九八二年)
- (5) 近藤芳樹『標注令義解校本』(吉川弘文館、一九三二年)

- (6) 川北靖之「律令における「神璽」の一考察」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』一、一九九五年)
- (7) 同前
- (8) 平城天皇から嵯峨天皇への譲位は『日本後紀』大同四年四月朔日条に記され、嵯峨天皇から淳和天皇への譲位は『日本紀略』弘仁十四年四月十六日条に記されている。しかし、両者の史料には、新帝に追従されたレガリアが記されていない。従って、本文では嵯峨天皇、淳和天皇の譲位は省略した。
- (9) 笠井純一「大刀契と即位儀礼」(続日本紀研究会編『続日本紀の時代』、塙書房、一九九四年)
- (10) 神谷正昌『清和天皇』(吉川弘文館、二〇二〇年)
- (11) 『日本三代実録』天安二年十二月九日内申条
- (12) 神谷前掲註(10) 著書参照。
- (13) 同前
- (14) 瀧浪貞子『藤原良房・基経―藤氏のはじめて摂政・関白したまう―』(ミネルヴァ書房、二〇一七年)
- (15) 『日本三代実録』貞観五年五月廿日壬午条
- (16) 『続日本後紀』承和十一年八月乙酉条
- (17) 同前
- (18) 笹山晴生「藤原良房の史的位置―時代の転機に果たした役割―」(『平安初期の王権と文化』吉川弘文館、二〇一六年)
- (19) 『日本三代実録』貞観三年正月十三日戊子条
- (20) 『続日本後紀』天長十年三月庚子条
- (21) 『続日本後紀』承和十年二月己巳条
- (22) 『続日本後紀』承和十四年五月乙亥条
- (23) 『続日本後紀』承和十四年五月辛卯条
- (24) 『日本文徳天皇実録』仁寿元年四月丁卯条
- (25) 『日本文徳天皇実録』斉衡三年十一月壬寅条
- (26) 清和天皇は、崇神天皇と立場が似ていると考えられる。第一章にも挙げた『日本書紀』崇神天皇条には、崇神天皇五年に疫病が蔓延し、六年には「或有二背叛」。とあるように天皇に背く者があり、天皇は自分の徳では治めることができなかったと述べ、早朝から深夜まで政務に謹み励み、天神地祇に謝罪を請い願っていたことが記されている。実際、『日本三代実録』貞観十一年六月十五日辛丑条から、同年に新羅の海賊が貢調船を襲撃していることが窺える。そして、その直後には貞観の大地震が発生し、清和天皇はこの時、「責深在レ予」と述べ自身の徳を責めていることが記されている。そして、清和天皇は震災の直後『日本三代実録』貞観十一年十月十三日丁酉条の詔にて「其被レ害太甚者、勿レ輪二租調一。鰥寡孤独、窮不レ能二自立一者、在所斟量、厚宣二支濟一。務尽二矜恤之旨一。俾レ若二朕親觀一焉。」とあるように、被災者に対して租税と労役の免除を行い、徳のある政務をしようと心掛けたことが窺える。また、崇神天皇はその後、天照大神の神威を畏れ、天照大神(＝鏡)を宮中より出し、笠縫邑に安置させる。このように、清和天皇は崇神天皇と境遇が似ており、かつ貞観年間には呪術的意識

が強かった時代でもあったため、清和天皇あるいは天皇の側近が、崇神天皇の故事に倣い、宮中から出さないものの鏡に対し一層配慮することで、貞観年間の天災を少しでも鎮めようと考えたのであろう。

- (27) 『二十二社註式』(『群書類従』二十二による)に、「人皇六十一代朱雀院承平五年六月十三日官符云、応下以二観慶寺一為中定額寺上事。〈字祇園寺〉在二山城国愛宕郡八坂郷地一町一。檜皮葺三間堂一字〈在二庇四面〉、檜皮葺三間礼堂一字〈在二庇四面〉。安二置薬師像一鉢、脇土菩薩像二鉢、観音像一鉢、二王、毘頭盧一鉢、大般若經一部六百卷一。神殿五間檜皮葺一字、天神、婆利女、八王子。五間檜皮葺礼堂一字。右得二山城国解一備、故常住寺十禅師伝燈大法師位円如、去貞観年中奉レ為二建立一也。〈後略〉」とある。なお、久保田収氏は、祇園社は貞観十八年に僧円如が寺院を建立し、ほどなく祇園神が垂迹したものと結論付けており、(久保田収「祇園社の創始について」『神道史研究』一〇一六、一九六二年)、一定の支持を得ている。
- (28) 中井真孝「祇園社の創祀と牛頭天王」(『鷹陵史学』一九、一九九四年)。また、中井氏は同論文において前掲註(27)の久保田氏の説を支持している。
- (29) 松前健「祇園牛頭天王社の創建と天王信仰の源流」(『角田文衛博士古稀記念古代学叢論』、ピクトリー社、一九八三年)。松前氏は同論文において、『備後国風土記』逸文の「備後国風土記曰。疫隅国社。昔北海坐志武塔神。(中略)。吾者速

須佐雄能神也。」という史料や、『日本三代実録』貞観八年七月十三日乙卯条の「播磨国無位速素戔嗚尊、速風武雄神並授二從五位下一。」という史料が、平安朝より牛頭天王と素戔嗚尊が習合した証左であるとしている。

- (30) 『古事記』には、「天照大御神、先乞二度建速須佐之男命所レ佩十拳劍一、(中略)。速須佐男命、乞下度天照大御神所レ纏二左御美豆良一、八尺勾珠之五百津之美須麻流珠上而。」とある。
- (31) 『日本書紀』神代上第六段の本文には、「於レ是天照大神乃素二取素戔嗚尊十握劍一、(中略)、既而素戔嗚尊乞二取天照大神髻・鬘及腕所レ纏八尺瓊之五百箇御統一。」とある。
- (32) 『日本書紀』神代上第六段の(第二)の一書には、「素戔嗚尊対曰、吾所二以来一者、実欲二与レ姉相見一。亦欲レ献二珍宝瑞八尺瓊之曲玉一耳。(中略)。是時天照大神謂二素戔嗚尊一曰、以二吾所レ帶之劍一、今当レ奉レ汝。汝以二汝所レ持八尺瓊之曲玉一、可二以授二レ予矣。」とある。
- (33) 前掲註(4) 論文参照。
- (34) 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注・訳『新編日本古典文学全集2・日本書紀①』(小学館、一九九四年)
- (35) 日本紀講筈と『日本紀私記』については、北川和秀「日本書紀私記」(『国史大系書目解題』下巻、吉川弘文館、二〇〇一年)参照。
- (36) 前掲註(6) 論文参照。